

つくば市記者会 御中

発信日：令和3年（2021年）10月7日（木）

発信元：つくば市 経済部 経済支援室

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

新型コロナウイルスの影響により 売上が減少した事業者を対象に つくば市独自で支援一時金を交付します



つくば市は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための営業時間短縮要請や、不要不急の外出・移動の自粛要請の影響により売上が大きく減少した事業者に対して、「つくば市営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」を交付します。

これは、国・県の支援が行き届かない事業者や支援が不足している事業者の経営の安定化を支援するもので、地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用した市独自の事業です。

【交付対象者】

次の全ての事項に該当する事業者（**営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外です**）

- ①営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者（別紙（ア））又は、外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者（別紙（イ））
- ②資本金10億円未満若しくは従業員2,000人未満の法人又は個人事業主
- ③市内に本店（個人の場合は住所）又は事業所を有する事業者
- ④令和3年4月から6月までのいずれか1か月の売上が、前年又は前々年の同月比80%以上減少した事業者

【交付額】

1事業者当たり、一律20万円を交付（1回限り）

【申請開始日】

令和3年10月11日（月）

【予算額】

78,000千円

【その他】

交付対象者となりうる事業者の具体例については、別紙をご覧ください。

交付対象者となりうる事業者の具体例

営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者（ア）

茨城県から営業時間短縮要請協力金を交付された飲食店

食品加工・製造業者

惣菜製造事業者、飲料化工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品（おしぼり等）の販売事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者 等

流通関連事業者

卸・仲卸 等

外出自粛の影響を受けた、主に個人向けに対面で商品やサービスを提供する事業者（イ）

飲食事業者

営業時間短縮要請対象外の飲食事業者 等

宿泊事業者

ホテル、旅館 等

文化・娯楽サービス事業者

遊園地、映画館、カラオケ、麻雀店 等

冠婚葬祭事業者

結婚式場、葬儀場 等

旅行関連事業者

旅行代理店、レンタカー、観光用駐車場 等

小売事業者

土産物屋、雑貨屋、アパレルショップ 等

教育・スポーツ関連事業者

学習塾、各種習い事、スポーツジム、スポーツクラブ 等

その他サービス事業者

マッサージ店、エステティックサロン、整体院、接骨院、鍼灸院 等

旅客運送事業者

バス、タクシー、運転代行業 等

イベント関連事業者

イベント企画・運営、司会業、演者 等

理美容、生活衛生関連事業者

理容室、美容室、ネイルサロン、クリーニング店 等